

## 第1回 五泉市空き家等対策検討委員会 会議録（要旨）

五泉市空き家等対策検討委員会事務局  
（環境保全課）

### 1. 日時

平成26年10月29日（水）13:30～15:00

### 2. 場所

五泉市役所 3階 応接室

### 3. 出席者

- 五泉市空き家等対策検討委員 11名（欠席1：中丸委員）
- アドバイザー 1名
- 事務局

### 4. 議事内容

初会合ということもあり、市長のあいさつ、委員の自己紹介から始まった。

事務局から当委員会の設立趣旨・経緯・国及び他の地方公共団体の動向・本市の現状の説明を行い、質疑応答・意見交換が行われた。主な発言内容（要旨）は次のとおり。

- 不動産業者が買い取って手を加えた物件より、老朽化してしまった物件を安く購入し、知り合いの業者等に解体・新築を頼んだ場合の方が安く、また、満足度の高い取引ができるということもあるようだ。そういった意味でも、空き家を持っている方に空き家を売りに出してもらおうというきっかけづくりが肝心で、情報発信が必要だ。
- 若い方々もさることながら、市外・県外にお住まいだった団塊の世代の方々が戻ってくるということもある。やり方によっては活性化するかもしれない。
- 街中や人が集まりやすい場所であれば、高齢者が集まれる場所として提供したり、若年層へ提供したりするといったことも考えられるのではないか。
- 空き家をお持ちの方へのアンケート、フォロー・アプローチを。  
→（事務局）持ち主が不明の場合に、固定資産税等の税情報等を参照して持ち主を特定することが、現在できない状況にある。**特措法（※）**

が成立すると、危険なものについては税情報等を活用することが期待できる。もともと、アンケート等により意向調査をするつもりではあったが、特措法の成立によって円滑な運用が期待できる。

- 相続放棄により国庫へ帰属してしまったりしていると、なかなか市場に乗ってこないということがあるのでは。そうなる前に手を打つことが必要だ。お年寄りの単身世帯が今後そうなることも考えられる。いずれにしても早急に対策を打つ必要がある。
- 空き家に家具付きのマンスリーのような短期間の貸し出しという活用方法がある。例えば、市内への移住を考えられている方に、実際に住んでもらって、暮らしの雰囲気をつかんでもらう。
- 巡回サービス等も考えられるのではないか。  
→ (アドバイザー) 空き家について、窓を開けたり、水道を出したり、除草が必要であれば依頼者に報告 (別途料金で除草) したりすることを頼める業者は県内で5～6社ある。しかし、なかなか採算がとれず、事業化は難しいようだ。  
→ 例えば、盆・正月に帰ってくるだけの人が、近所の人に空き家の畑を貸し、代わりに借りる人が家の見回り等をする。こういった巡回方法もあるようだ。
- 昭和40年代に造成された団地で空き家が目立つようだ。大手の例だが、散在してしまっている団地で、土地の交換等によりさら地を集積し、福祉施設であるとか、土地を求める人に貸す等の活用をしている。
- (事務局) 次回は11月中旬ごろに開催を予定している。内容は、条例案を提案するので、それについて検討願いたい。

**(※) 特措法**・・・「空家等対策の推進に関する特別措置法案」のこと。報道によると、与党は第187回国会(臨時会)に法案を提出する方針とのこと。法案には空き家等の所有者を把握するために固定資産税情報等の内部利用を可能とすること等が盛り込まれている。

以上